



現場監理の達人 集合住宅編

第1回 はじめに

2. 「工事と設計図書との照合及び確認方法」の解説



「工事監理ガイドライン」で「工事と設計図書との照合及び確認方法」について説明されています。

基

本的な考え方として「工事監理ガイドライン」では、工事監理者による「工事と設計図書との照合及び確認」は、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により行くとされています。

■ 具体的な確認方法

「工事監理ガイドライン」では具体的な確認方法として、「立会い確認」もしくは「書類確認」のどちらか、もしくは両方によって行います。

① 立会い確認

原則として、施工の各段階で、その段階で確認する工程について、初回は詳細に確認を実施し、以降は設計図書のとおりを実施されていると確認された工程については、抽出による確認を実施する。

■ 立会い確認

施工の各段階で、工事現場等において、工事監理者自らが目視、計測、試験、触診、聴音等を行う方法、または工事監理者が工事施工者が行うこれらの行為に立ち会う方法により、当該工事またはその一部を設計図書と照合し、それらが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。

② 書類確認

原則として、施工の各段階で、その段階で提出される品質管理記録の内容について、初回は詳細に確認を実施し、以降は合格した工程については、抽出による確認を実施する。

■ 書類確認

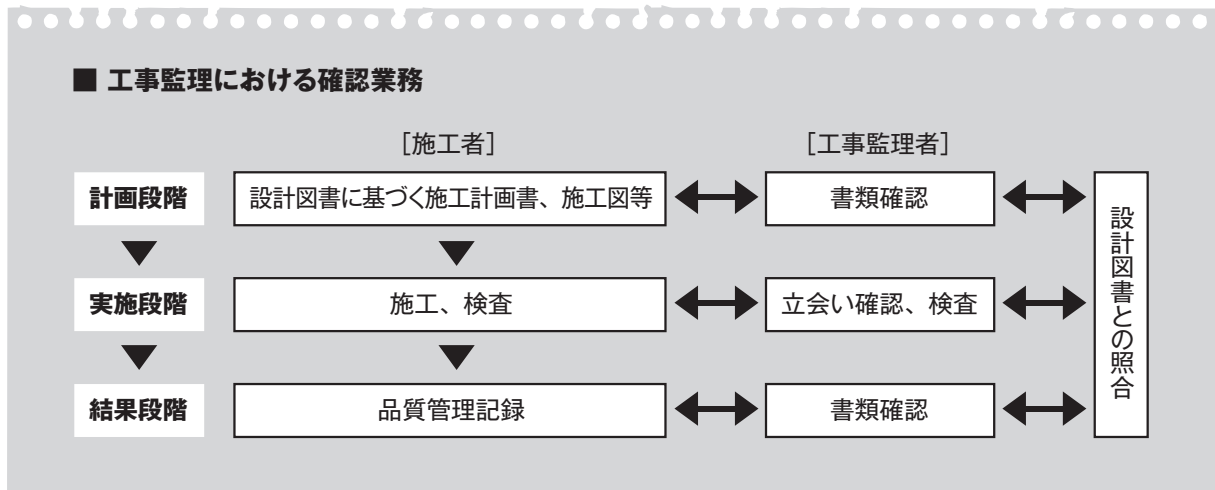
施工の各段階で、工事請負契約の定めに基づいて工事施工者から品質管理記録（自主検査記録、施工記録、試験成績書、材料搬入報告書、工事写真など）が提出される場合において、工事監理者がその品質管理記録を設計図書と照合して確認することにより、当該工事またはその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。

③ 抽出による確認

立会い確認及び書類確認では、抽出による確認の実施は、確認し合格したとされる工程で、合格した時と同じ材料が使われているものに限る。

抽出にあたっては、それまでの施工状況や提出書類の状況等を踏まえつつ、工事内容や設計内容に応じた効果的な抽出率をその都度設定することとする。

工事監理者、「工事と設計図書との照合及び確認」にあたっては、建築士法第 20 条第 3 項の規定による報告書の参考資料として、「工事と設計図書との照合及び確認」を行ったことの証拠として記録を整備します。万が一、工事監理の実施状況について問われた時に、行った業務を証明する重要な資料になります。



■ 確認項目と確認方法の例示一覧

工事監理者が確認する内容を工事の種別ごとに、確認項目と具体的な確認方法として例示しています。本企画では「確認項目と確認方法の例示一覧」と、公共建築工事標準仕様書を参考とした「工事監理チェックリスト」を掲載しています。

〔確認項目と確認方法の例示一覧の一部〕

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目		確認項目	具体的な確認方法
5. 鉄筋工事	5.3 試験	1) ガス圧接	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観（ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲がり・鉄筋中心軸の偏心量、たれ・焼き割れ） ・ 内部欠陥（不溶着部） ・ 試験片抜き後の処置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験（外観試験・引張試験・超音波探傷試験）に係る立会い確認 ・ 試験成績表・工事写真等に係る書類確認

「工事監理ガイドライン」では、「確認項目と確認方法の例示一覧」について留意事項が3点挙げられています。

①「一般共通事項」

- ・「工事の種別」欄における「1. 一般共通事項」は、それ以降の工事種別に共通事項であり、それぞれの工事種別における確認にあたっては、当該部分の確認項目等とあわせて適用すること。

②「確認項目」欄

- ・「確認項目」欄に示す項目は、工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性により追加し、また各確認項目に該当する対象・部位等がない場合は適用しないこと。
- ・設計図書に特に定めがある場合には、一覧に示す確認内容に項目を加えて、それらに係る確認を行うこと。

③「具体的な確認方法」欄

- ・複数の確認方法が併記されている場合には、これらの確認方法のいずれか1つまたは複数の方法の組み合わせにより確認を行うこと。なお、いずれの方法を採用するかについては、工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性に応じて、工事監理者が功利的であると判断した方法を選択すること。

メモ